



## 乗車用ヘルメットの SG 基準等改正 に係る経過措置終了について

2017年10月5日

一般財団法人製品安全協会

日頃より当協会の事業にご理解・ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

さて、既にご案内のとおり本年4月28日付けで「乗車用ヘルメットの SG 基準等」を改正・施行し、まもなく2017年10月27日をもって経過期間（新旧基準の併存期間）が終了致します。10月28日以降、SG マークを表示される「乗車用ヘルメット」については、**全て改正後の SG 基準等\*に適合することが必要となります**と共に、下記に示す手続きの完了が必要となります。今一度、ご確認いただきますようお願い致します。

なお、10月28日以降であっても10月27日以前に SG マークの表示がされた製品の流通・販売は全く差し支えございません。本件についてご不明な点がございましたら末記担当者までお尋ねください。

### 記

- ① 10月28日以降まで有効な型式を保有する登録工場  
10月27日までに「**JIS T8133:2015 に係る JIS 認証証（JIS 認証工場に限る。）**」又は「**委託検査機関が発行した JIS T8133:2015 に基づく締結具の溶剤前処理に続けて行う常温、高温、低温、浸せき前処理後の保持装置の強さ試験の証明書（当該締結具の材質毎で可）**」の写しを当協会までご提出願います。
- ② 10月28日以降まで特殊検査省略の有効期限があり、10月28日以降もロット認証の申請を予定しているロット表示申請者  
10月27日までに「**委託検査機関が発行した JIS T8133:2015 に基づく締結具の溶剤前処理に続けて行う常温、高温、低温、浸せき前処理後の保持装置の強さ試験の証明書（当該締結具の材質毎で可）**」の写しを業務委託検査機関までご提出願います。

以上

※ 改正後の SG 基準等については、[2017年4月24日付け公表文書](#)にてご確認ください。

**【本件に関するお問い合わせ】**

一般財団法人製品安全協会

〒110-0012 東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪

電話：03-5808-3302(業務グループ) 松田(利)、畠

FAX：03-5808-3305 E-Mail [operation@sg-mark.org](mailto:operation@sg-mark.org)